



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	文 化 振 興 課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁 業 振 興 課
・保安林の指定の解除の予定（2件）	林 政 課
・土地収用法に基づく事業の認定	用 地 課
◎ 公 告	所管課（室）名
・一般競争入札の実施	文 化 振 興 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可（4件）	"
・公開による意見の聴取の実施	建 築 課
◎ 正 誤	所管課（室）名
・令和2年6月5日付け長崎県公報第10927号中	総 務 文 書 課

告 示

長崎県告示第465号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

- 1 業務番号・業務名
 - 2 文振第27号 アルカスSASEBO吸収式冷暖房機修繕業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和2年7月27日までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、県のホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ その他知事が必要と認める書類
 - (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
 - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
 - 〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
 - 〔名称〕長崎県文化観光国際部文化振興課
 - 〔電話〕095-895-2768
- 5 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第3号）により令和2年7月29日までに通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和2年12月28日までとする。
- 7 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第466号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

加入区

小浜町加入区

長崎県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
長崎市長浦町字ミノココロ3162の61（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
長崎市長浦町字川内1844の1・1844の3・1844の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、琴
海戸根原町字河内山2142の1・2142の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除予定保安林の所在場所
諫早市富川町616の15、616の16、616の37から616の42まで（以上8筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

長崎県告示第469号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をした。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

- 第1 起業者の名称 南島原市
- 第2 事業の種類 平野バス停（イオン前）整備事業
- 第3 起業地
 - 1 収用の部分 長崎県南島原市有家町山川字堅間地内
 - 2 使用の部分 なし
- 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県南島原市有家町山川字堅間地内における「平野バス停（イオン前）整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である南島原市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第3項の規定により地域における事務を処理する権限を有しており、本件事業に必要な経費について財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

南島原市では平成30年3月に策定した「第2期南島原市総合計画」に基づき、8町の速やかな一体性の確立を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上及び新市全体の均衡ある発展をめざし各種の政策・施策に取り組んでいる。その中の取り組みの一つとして「公共交通の充実」を設け、南島原市の唯一の公共交通機関であるバスの利便性の向上を図るため、バス停などの関連施設の計画的な整備を進めている。

南島原市内（以下「市内」という。）のバス停は、ベンチや上屋の整備率が37%と低く、児童生徒や高齢者には使い勝手が悪いと、早急な整備が望まれており、市民調査アンケートにおいてバス停の充実に関することが多く寄せられている。そのため、起業者としても市内全域のバス停にベンチ及び日差しをさえぎり、風雨をしのぐ上屋の設置等、高齢者や児童生徒などのバス利用者が利用しやすいバス停の環境整備に努めているところである。

本件事業により整備を予定している平野バス停は、1日に約2,000名の客数がある市内で最も大きい商業施設を背後にかかえており、バス利用者は年間約10,300人で市内の全てのバス停の中で利用者が5番目に多いバス停であり、多くの高齢者が日常的に利用している。ちなみに、バス事業者からの聞き取りによると、乗客の8割が高齢者ということである。

しかしながら、平野バス停に上屋は無く、待合者は直射日光にさらされ熱中症の恐れがあるほか風雨をしのぐこともできない状況である。このため、市内の自治会長の代表者で組織する自治会長連合会からは、当該バス停利用者の利便性向上のため上屋及びベンチを備えた待合所設置の要望が毎年出ており、整備に対する期待が大きいバス停であることが窺われる。

本件事業の施行により、平野バス停にベンチや上屋が整備され、バス利用者がバス待合の際も上屋を利用することで直射日光にさらされることなく、また、雨天時も風雨をさけることができる等、高齢者や児童生徒などのバス利用者の利便性の向上に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が任意に行った調査によると、本件事業の起業地及びその周辺においては、希少性のある動物・植物の分布は確認されていない。なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で希少性のある動物・植物が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、南島原市教育委員会等と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、平野バス停利用者の利便性向上を主な目的として、当該バス停に上屋やベンチ、スロープ、階段等を設置することによりバス停の環境を整備する事業であり、その計画諸元は、類似のバス停の状況や車椅子利用者の動線等を考慮して決定されている。また、スロープの規格は、長崎県福祉の町づくり条例施行規則（平成9年長崎県規則第36号）第4条に規定する整備基準に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地は、平野バス停の位置を動かすことがないよう、その背後地を予定しているが、本件事業の目的を達成する上で最も合理的な位置であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、平野バス停の上屋及びベンチ等を整備することにより、当該バス停の環境が整備され、バス停利用者の利便性の向上に寄与することとなるから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、南島原市自治会長連合会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 南島原市役所（地域振興部地域づくり課）

公 告

一般競争入札の実施（公告）

アルカスSASEBO吸収式冷暖房機修繕業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務番号・業務名

2文振第27号 アルカスSASEBO吸収式冷暖房機修繕業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日から令和3年2月26日まで

(4) 履行場所

アルカスSASEBO（佐世保市三浦町2-3）

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で

ないこと。

- (3) アルカスSASEBO吸収式冷暖房機修繕業務に関する令和2年6月23日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- (住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- (名称) 長崎県文化観光国際部文化振興課
- (電話) 095-895-2768
- (提出期限) 令和2年7月27日
- 4 入札参加条件
- 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- (住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- (名称) 長崎県文化観光国際部文化振興課
- (電話) 095-895-2768
- 6 契約条項を示す場所
- 5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
- (期間) この公告の日から令和2年7月27日までの間(県の休日を除く。)
- (場所) 5の部局等とする。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
- (場所) 長崎県庁行政棟5階501会議室
- (期日) 令和2年8月4日 11時開始
- 開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- (郵送による場合の入札書の受領期限等)
- (受領期限) 令和2年8月3日 17時(必着)
- (提出先) 長崎県文化観光国際部文化振興課
- (その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- (2) 契約保証金
- 契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Repair of Absorbing Air Conditioners at ARKAS SASEBO

- (2) Fulfillment period:
February 26, 2021
- (3) Fulfillment place :
ARKAS SASEBO (2-3 Miura-cho, Sasebo 857-0863 JAPAN)
- (4) Time-limit for tender :
5:00 p.m. August 3, 2020
- (5) Date and time for the opening of tender :
11:00 a.m. August 4, 2020
- (6) Point of Contact :
Culture Advancement Division, Culture, Tourism & International Affairs Department,
Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki 850-8570 JAPAN
TEL +81-95-895-2768

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
みらい長崎ココウォーク
長崎県長崎市茂里町1番55号
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
長崎自動車株式会社 代表取締役 嶋崎 真英
長崎県長崎市新地町3番17号
- (3) 変更した事項
①大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社マツモトキヨシ九州販売
福岡市博多区住吉2丁目2番1号 スクエア博多イースト9F
代表取締役 山崎 邦夫
外61店
(変更後) 株式会社マツモトキヨシ九州販売
福岡市博多区住吉2丁目2番1号 スクエア博多イースト9F
代表取締役 上村 浩司
外66店
- (4) 変更の年月日
令和2年1月8日 外

2 届出年月日

令和2年6月9日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、有馬干拓土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
白 倉 克 美	南島原市南有馬町乙811番地	山 口 靖	南島原市南有馬町乙336番地
小 淵 智 徳	南島原市南有馬町乙1766番地 1	本 多 新 一	南島原市南有馬町丁233番地
本 多 新 一	南島原市南有馬町丁233番地	石 田 勝	南島原市南有馬町丁437番地 2
池 田 和 正	南島原市南有馬町丁371番地	竹 馬 庄 蔵	南島原市南有馬町丁438番地 1
竹 馬 庄 蔵	南島原市南有馬町丁438番地 1	濱 崎 耕 吉	南島原市南有馬町戊261番地
糸 山 臣 也	南島原市南有馬町戊153番地	溝 田 秀 人	南島原市南有馬町己583番地
酒 井 算 人	南島原市北有馬町丙3427番地	中 村 満寿夫	南島原市北有馬町丁87番地
井 村 浩 一	南島原市北有馬町丁23番地 4	五 島 弘 信	南島原市北有馬町丁325番地
吉 村 信 幸	南島原市北有馬町戊2575番地	原 賀 晋 作	南島原市北有馬町戊2799番地
水 田 勇	南島原市北有馬町己1118番地	森 下 浩 治	南島原市北有馬町己318番地
苑 田 一 徳	南島原市西有家町龍石881番地	近 藤 敏 文	南島原市西有家町龍石708番地 1
佐 藤 秀 義	南島原市西有家町龍石4949番地 2	石 橋 末 吉	南島原市西有家町龍石5125番地 1
狩 野 一 光	南島原市西有家町龍石3697番地	森 田 明	南島原市西有家町龍石5024番地
狩 野 千 春	南島原市西有家町龍石5911番地 1	吉 田 雅 人	南島原市西有家町龍石5367番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
三 宅 東 英	南島原市南有馬町己290番地	宮 崎 隆	南島原市南有馬町乙2520番地
柘 植 英 一	南島原市北有馬町己622番地 1	中 村 秋 広	南島原市北有馬町己1155番地
近 藤 利 一	南島原市西有家町龍石719番地 1	竹 村 都	南島原市西有家町龍石2801番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年4月8日総会議決）を認可した。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 宇久土地改良区
認可年月日 令和2年6月12日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月13日総会議決）を認可した。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 守山土地改良区
認可年月日 令和2年6月15日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月17日総代会議決）を認可した。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 桃山田土地改良区
認可年月日 令和2年6月15日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月27日総会議決）を認可した。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 岡南部土地改良区
認可年月日 令和2年6月15日

公開による意見の聴取の実施（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第5項ただし書の規定により許可をするに当たり、同条第15項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり実施する。

令和2年6月23日

長崎県知事 中村 法道

- 意見の聴取の日時 令和2年6月26日（金曜日） 10時00分から
- 意見の聴取の場所 時津町役場第2庁舎 4階大会議室
- 意見の聴取の対象建築物
 - 建築場所 西彼杵郡時津町左底郷字坂口101-2 他5筆
 - 建築主住所及び氏名 佐世保市島瀬町7番20号
長崎日産自動車株式会社 代表取締役 円田 浩司
 - 用途 自動車販売店舗、自動車整備工場
 - 構造及び規模 鉄骨造（店舗・整備工場：1階建2層）

	建築面積 (平方メートル)	延べ面積 (平方メートル)
申請部分	792.26	678.60
申請以外の部分	458.11	404.42

合 計	1,250.37	1083.02
-----	----------	---------

(5) 工 事 種 別 増築

正 誤

令和2年6月5日付け長崎県公報第10927号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1024	2	以下、表外記載（※）	以下、表外記載（※）

※1024ページ2行目の正誤について

【誤】

改正後		改正前	
	を図る。		



改正後						改正前	
5	野母崎地区振興支援事業補助金	長崎市が野母崎地区に整備する長崎恐竜博物館（仮称）を中心とした地域振興策について支援を行い、同地域の振興を図る。	長崎市が実施する「長崎恐竜博物館（仮称）の整備事業」及び「旧長崎県亜熱帯植物園が所有する植物の移植事業」において、長崎市が借り入れた市債の元利償還に要する経費（ただし、地方交付税交付金算入額を控除する。）	予算の範囲内において知事が別に定める基準による。	長崎市		

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト